

第21号議案

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和3年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会訓令第一号

文京区立幼稚園
文京区立小学校
文京区立中学校

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月 日

文京区教育委員会

第一条中「昭和五十三年四月」を「昭和五十三年」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 幼稚園教育職員 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）第二条に規定する職員をいう。

二 県費負担教職員 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する教職員をいう。

三 会計年度任用職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員をいう。

四 職員 幼稚園教育職員、県費負担教職員及び会計年度任用職員をいう。

第四条第一項中「者は」を「幼稚園教育職員は」に改め、「学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）第八条に規定する休暇・職免等申請簿」を「庶務事務システム（電子計算組織を利用して幼稚園教育職員及び県費負担教職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に所要事項を入力すること」に、「承認権者」を「あらかじめ前条の表に規定する承認権者（以下「承認権者」という。）」改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うことができる。

一 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年十月文京区条例第二十四号）第二条第一号に定める適法な交渉を行う場合その他文京区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める場合 職務専念義務免除申請簿（別記様式第一号）

二 前号に掲げる場合以外の場合 学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）第八条第一項に規定する休暇・職免等処理簿

第四条第二項を次のように改める。

2 専念義務免除の承認を受けようとする県費負担教職員は、庶務事務システムに所要事項を入力することにより、承認権者に申請しなければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うことができる。

一 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年東京都条例第九十八号）第二条第一項第一号に定める適法な交渉を行う場合その他教育長が別に定める場合 職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿（別記様式第二号。以下「職免等申請簿」という。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 学校職員の休暇処理に関する規程（平成十五年東京都教育委員会訓令第五

号) 第二条に規定する様式(以下「都様式」という。)

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 専念義務免除の承認を受けようとする会計年度任用職員は、前項一号に規定する場合にあっては職免等申請簿により、同項二号に規定する場合にあっては都様式により、承認権者に申請しなければならない。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号 (第4条関係)

年度		職務専念義務免除申請簿												
文京区教育委員会殿		所属												
		職		氏名										
<p>職務に専念する義務の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。</p> <p>〔職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）第2条第1号又は第7号〕</p>														
申請月 申請者	日時	日時・理由				取扱者等								
		月	日	時	分	事前承認			確認					
		月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理			
		月	日	時	分									
		理由												
		月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理			
		月	日	時	分									
		理由												
		月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理			
		月	日	時	分									
		理由												
		月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理			
		月	日	時	分									
		理由												
		月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理			
		月	日	時	分									
		理由												
		月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理			
		月	日	時	分									
		理由												

(裏)

申請者 月申出者	日時	日時・理由				取扱者等					
		月	日	時	分	事前承認			確認		
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										
	日時	月	日	時	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	理由										

別記様式第2号 (第4条関係)

年度 職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿									
文京区教育委員会 殿		所 属							
		職			氏 名				
職務に専念する義務の免除を承認されるよう、次のとおり申請 します。 学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号） 第16条第1項の規定により、給与の減額の免除を承認されるよう、 次のとおり申請します。				〔職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委 員会規則第14号）第2条第1号又は第7号〕 〔学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則 （昭和31年東京都教育委員会規則第23号）別表第7号〕					
記									
申請月日 申請内容・申出者	日 時	理 由	取 扱 者 等						
			事前承認			確 認			給与減額
職 免	月 日 時 分から	月 日 時 分まで	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	給与取扱者
給与減免			承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	給与取扱者
職 免	月 日 時 分から	月 日 時 分まで	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	給与取扱者
給与減免			承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	給与取扱者
職 免	月 日 時 分から	月 日 時 分まで	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	給与取扱者
給与減免			承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	給与取扱者
職 免	月 日 時 分から	月 日 時 分まで	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	給与取扱者
給与減免			承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	給与取扱者
職 免	月 日 時 分から	月 日 時 分まで	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	給与取扱者
給与減免			承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	給与取扱者

(裏)

申請月日 申請内容・申出者	日時	理由	取扱者等						
			事前承認			確認			給与減額
			承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	
職免	月 日	時 分から							
	月 日								
給与減免	時 分まで	日 時間 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								
職免	月 日	時 分から							
	月 日								
給与減免	時 分まで	日 時間 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								
職免	月 日	時 分から							
	月 日								
給与減免	時 分まで	日 時間 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								
職免	月 日	時 分から							
	月 日								
給与減免	時 分まで	日 時間 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								
職免	月 日	時 分から							
	月 日								
給与減免	時 分まで	日 時間 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								
職免	月 日	時 分から							
	月 日								
給与減免	時 分まで	日 時間 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								
職免	月 日	時 分から							
	月 日								
給与減免	時 分まで	日 時間 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程別記様式第一号及び別記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成十二年教育委員会訓令第四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程</p> <p>平成十二年三月三十日 文教委訓令第四号 (略)</p> <p>令和三年三月 日文教委訓令第 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十七号。以下「職免条例」という。）及び職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十四号。以下「職免規則」という。）に基づく区立学校（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）別表に規定する学校をいう。）に勤務する職員の職務に専念する義務の免除に関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 幼稚園教育職員 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関</p>	<p>○学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程</p> <p>平成十二年三月三十日 文教委訓令第四号 (略)</p> <p>新設</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十七号。以下「職免条例」という。）及び職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和五十三年四月特別区人事委員会規則第十四号。以下「職免規則」という。）に基づく区立学校（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）別表に規定する学校をいう。）に勤務する職員の職務に専念する義務の免除に関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十</p>

する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）第二条に規定する職員をいう。

二 県費負担教職員 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する教職員をいう。

三 会計年度任用職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員をいう。

四 職員 幼稚園教育職員、県費負担教職員及び会計年度任用職員をいう。

第三条（略）

（職務専念義務免除の申請）

第四条 専念義務免除の承認を受けようとする幼稚園教育職員は、庶務事務システム（電子計算組織を利用して幼稚園教育職員及び県費負担教職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に所要事項を入力することにより、あらかじめ前条の表に規定する承認権者（以下「承認権者」という。）に申請しなければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うことができる。

一 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十四年十月文京区条例第二十四号）第二条第一号に定める適法な交渉を行う場合その他文京区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）

二年三月文京区条例第二十九号）第二条に規定する職員

二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する教職員

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員

新設

第三条（略）

（職務専念義務免除の申請）

第四条 専念義務免除の承認を受けようとする者は、学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）第八条に規定する休暇・職免等申請簿により、承認権者に申請しなければならない。

が別に定める場合 職務専念義務免除申請簿（別記様式第一号）

二 前号に掲げる場合以外の場合 学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）第八條第一項に規定する休暇・職
免等処理簿

2 専念義務免除の承認を受けようとする県費負担教職員は、庶務事務システムに所要事項を入力することにより、承認権者に申請しなければならぬ。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うことができる。

一 職員団体のための職員の行為の特例に関する条例（昭和四十一年東京都条例第九十八号）第二條第一項第一号に定める適法な交渉を行う場合その他教育長が別に定める場合 職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿（別記様式第二号。以下「職免等申請簿」という。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 学校職員の休暇処理に関する規程（平成十五年東京都教育委員会訓令第五号）第二條に規定する様式（以下「都様式」という。）

3 専念義務免除の承認を受けようとする会計年度任用職員は、前項第一号に規定する場合にあっては職免等申請簿により、同項第二号に規定する場合にあっては都様式により、承認権者に申請しなければならぬ。

4 前三項の規定で定める様式により難しい場合は、別に様式

2 前項の規定にかかわらず、職員団体のための職員の行為の特例の特例に関する条例（昭和四十一年十月文京区条例第二十四号）第二條第一号又は職員団体のための職員の行為の特例に関する条例（昭和四十一年東京都条例第九十八号）第二條第一号に定める適法な交渉を行う場合その他文京区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める場合には、別記様式第一号により申請するものとする。
この場合において、別記様式第二号によってもできる。

新設

3 前三項の規定で定める様式により難しい場合は、教育長は、別に様式

<p>を定めることができる。</p> <p>付 則 (令和三年三月●日文教委訓令第●号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程別記様式第一号及び別記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>別記様式第1号 (第4条関係) 別紙1</p> <p>別記様式第2号 (第4条関係) 別紙3</p>	<p>を定めることができる。</p> <p>新設</p> <p>別記様式第1号 (第4条関係) (略)</p> <p>別記様式第2号 (第4条関係) (略)</p>
--	--

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

年度		職務専念義務免除申請簿															
文京区教育委員会殿		所 属															
		職			氏 名												
職務に専念する義務の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。 〔職員に職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）第2条第1号又は第7号〕																	
申 請 日 月 日 出 者	日 時 ・ 理 由						取 扱 者 等										
	日 時	月	日	時	分	から	日	時	分	理 由	事前承認			確 認			
承認											審 議	出 勤 簿 整 理	承認	審 議	出 勤 簿 整 理		

(裏)

申請 月日 申出者	日時・理由					取扱者等								
						事前承認			確認					
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									
	日時	月	日	時	分から	日	時間	分						
	理由	月	日	時	分まで									

別記様式第2号 (第4条関係)

年度 職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿									
文京区教育委員会 殿		所属							
		職		氏名					
<p>職務に専念する義務の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。</p> <p>学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第16条第1項の規定により、給与の減額の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。</p>				<p>職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）第2条第1号又は第7号</p> <p>学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和31年東京都教育委員会規則第23号）別表第7号</p>					
記									
申請月日 申請内容・申出者	日時	理由	取扱者等						
			事前承認			確認			給与減額
職免	月 日	時 分 分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	
	時 分 分								
給与減免	月 日	時 分 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								
職免	月 日	時 分 分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	給与取扱者
	時 分 分								
給与減免	月 日	時 分 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								
職免	月 日	時 分 分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	給与取扱者
	時 分 分								
給与減免	月 日	時 分 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								
職免	月 日	時 分 分	承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理	給与取扱者
	時 分 分								
給与減免	月 日	時 分 分	承認	審議	給与取扱者	承認	審議	給与取扱者	/
	日 時間 分								

(裏)

申請月日 申請内容・申出者	日時	理由	取扱者等							
			事前承認			確認			給与減額	
			承認	審議	出勤簿整理	承認	審議	出勤簿整理		
職免	月 日 時 分から									
	月 日 時 分まで									
給与減免	日 時間 分									
職免	月 日 時 分から									
	月 日 時 分まで									
給与減免	日 時間 分									
職免	月 日 時 分から									
	月 日 時 分まで									
給与減免	日 時間 分									
職免	月 日 時 分から									
	月 日 時 分まで									
給与減免	日 時間 分									
職免	月 日 時 分から									
	月 日 時 分まで									
給与減免	日 時間 分									
職免	月 日 時 分から									
	月 日 時 分まで									
給与減免	日 時間 分									
職免	月 日 時 分から									
	月 日 時 分まで									
給与減免	日 時間 分									